現場代理人の常駐義務緩和に関する運用について

- 第一条 国立大学法人山口大学工事請負契約基準第10条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととすることができるとは次のとおり定め、取り扱うこととする。
- 第二条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について
 - 一 現場代理人の工事現場における運営,取締り及び権限の行使に支障がないとは,以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後,現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置,資機材の搬入又は 仮設工事等が開始されるまでの期間。)。なお,現場施工に着手する日については,請負契約の締 結後,監督職員と協議の上,定める。

ただし,事前に現場施工に着手する日が確定している場合は予め現場説明書に記載するものと する。

- イ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、 後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した 旨、受注者に通知した日とする。
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- 二 発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡がとられる こと、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応がとられる こととする。
- 三 その他請負契約締結後,監督職員と協議の上,現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- 第三条 次の(1)又は(2)の要件を満たす場合には、複数の工事契約で同一の現場代理人を配置できるものとする。
 - (1) 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合。
 - (2) 以下の要件をすべて満たす場合。
 - ① 兼務する工事契約が2件であること。
 - ② それぞれの契約金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満であること。
 - ③ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合、他の発注機関が兼務を了承していること。
 - ④ 発注者と常に連絡がとれる体制を確保できること。(携帯電話や連絡責任者の配置等)
 - ⑤ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
 - ⑥ 工事現場が同一市内かつ工事現場の相互間の間隔が30km程度までであること。 ただし、工事現場が山口大学構内である場合、同一市内であればよいこととする。

第四条 その他

① 密接な関係とは次のものを示す。

- ア 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。
- イ それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。
- ② 近接とは工事現場から50m以内とする。ただし、山口大学における同一団地内については近接と同等に取り扱うものとする。
- ③ 第三条(1)で兼務する場合、複数の工事契約を1件の契約とみなすものとする。
- ④ 第三条(2)の要件を満たせなくなった場合,受注者は,すみやかに別の現場代理人を選任し,現場代理人届を発注者に提出するものとする。
- ⑤ 受注者は、現場代理人の兼務工事に変更があるときは、すみやかに変更した現場代理人届を発注者に提出するものとする。
- ⑥ 現場代理人の兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取り扱うものとする。
- ⑦ 難易度や施工内容によっては現場代理人の兼務を認めないこともあるので留意すること。
- ⑧ 建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。
- ⑨ 建設業法第7条第2号の規定による営業所と近接した場所についても②と同等に取り扱うものとする。

附則

平成24年6月1日から適用するものとする。

ただし、同日以前において行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で、同日以後に締結される工事については、適用しない。

平成28年6月1日から改定するものとする。